

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針

平成21年8月
登別市

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢（平成21年4月1日現在）

区分	登別市				民間		
	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	19人	50.6歳	314,425円	349,706円			
運転手	3人	52.3歳	323,950円	365,603円	自家用乗用自動車運転手	50.4歳	257,500円
用務員	4人	51.3歳	320,103円	360,878円	用務員	53.9歳	227,200円
葬祭士	2人	45.0歳	275,120円	323,610円	—	—	—
作業員等	10人	51.0歳	317,158円	345,687円	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

（平成16年～平成18年の3ヵ年平均）

※ 公務員の技能労務職員等に類似すると思われる職種の労働者のデータを再集計したものです。

従って、技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、登別市は正規職員のみであり、民間のデータは非正規職員が含まれているため、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 平均給与とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当額の合計であり、期末勤勉手当は含みません。

(2) 年齢別職員数（平成21年4月1日現在）

区分	20歳以下	21歳	31	41	51	56	計 (人)
		～ 30歳	～ 40歳	～ 50歳	～ 55歳	～ 60歳	
全体			2	6	1	10	19
運転手				1		2	3
用務員				2	1	1	4
葬祭士			1			1	2
作業員等			1	3		6	10

(3) その他技能労務職の給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職員については、一般行政職の行政職給料表（国家公務員の行政職俸給表（一）に準じたもの）の4級までを適用しています。

イ 手当

扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

ウ 昇給基準

毎年1月1日において、前1年間の勤務実績・勤務評価等に応じ4号俸（55歳を超える職員については2号俸）を標準とし、昇給を実施しています。

2 基本的な考え方

技能労務職については、登別市定員適正化計画に基づき、積極的に民間活用を図ることとし退職者を補充としていません。今後も、退職不補充を原則とし、その業務については民間への委託や嘱託員の採用等により対応することとします。

3 具体的な取り組み内容

(1) 給料表について

現在、技能労務職員は行政職給料表を適用していますが、技能労務職員が減少していく状況を踏まえながら、今後、技能労務職員に適用する給料表について研究し、給料表のあり方について検討していきます。

(2) 手当について

特殊勤務手当に関して、技能労務職に係るものを含め平成16年度に全体的見直しを行い、22種類あったものを15種類に統廃合しておりますが、今後も社会経済情勢の変化を注視しながら適正化に努めます。

また、その他の手当についても、国の動向や近隣市町村の状況を踏まえ適宜、必要な見直しを行っていきます。

4 その他

現在の技能労務職場については、嘱託員や臨時職員を活用していますが、今後の技能労務職場のあり方を検討しつつ、従前から実施している一般事務職等への職種替えを本人の意向を尊重しつつ視野に入れて検討していきます。